

湖南広域行政組合運営指針

- 基本指針 -

令和 5 (2023) 年度 - 令和 9 (2027) 年度



第1章 基本的事項

第1節 運営指針について	・・・ 1
1 趣旨	
2 位置づけ	
3 構成と期間	
第2節 組合の概要	・・・ 3
1 組合構成市	
2 沿革	
3 共同処理する事務	
第3節 地域の概要	・・・ 4
第4節 人口フレーム	・・・ 5
1 管内人口の見通し	
2 年齢階層別人口	

第2章 基本指針

第1節 基本理念	・・・ 6
第2節 将来像	・・・ 6
第3節 施策目標	・・・ 7
施策目標1 消防組織の充実強化	・・・ 8
施策目標2 火災予防体制の充実強化	・・・ 10
施策目標3 地域防災体制の強化	・・・ 12
施策目標4 消防・救急・指令体制の強化	・・・ 14
施策目標5 公衆衛生の向上及び増進	・・・ 16
施策目標6 安心・安全な救急医療の提供	・・・ 18
施策目標7 地球環境に配慮した取組みの推進	・・・ 20
施策目標8 効率的・効果的な行財政運営	・・・ 22
施策目標9 行政サービスの向上と人材育成	・・・ 24

第1章 基本的事項

第1節 運営指針について

1 趣旨

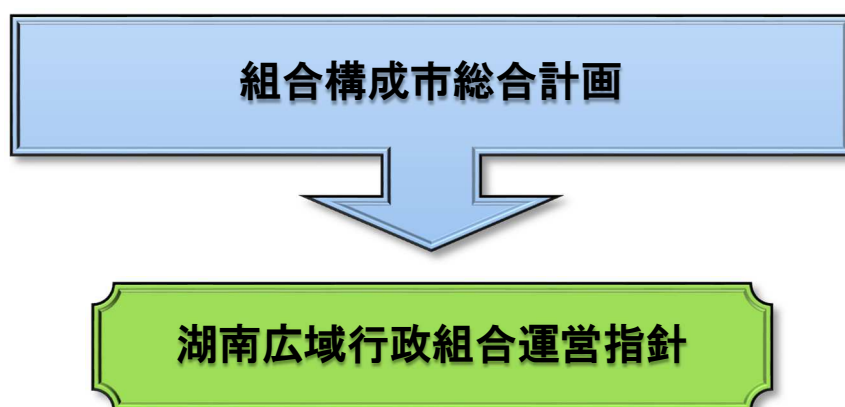
人の生活を取り巻く社会環境が目まぐるしく移り変わり、私たちのライフスタイルも刻々と変化している状況です。

この運営指針は、このような変革の渦中にある管内市民の暮らしを守るため、組合構成市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）の消防、環境衛生、保健医療分野の事業を共同処理し、当組合が目指す将来像を実現するべく総合的かつ計画的な施策方針を定めるものです。

2 位置づけ

運営指針は、広域行政の最上位計画に位置づけています。

第3次総合計画（平成25年度から令和4年度までの10年間）を継承し、組合構成市の総合計画の方針を踏まえ策定したものです。

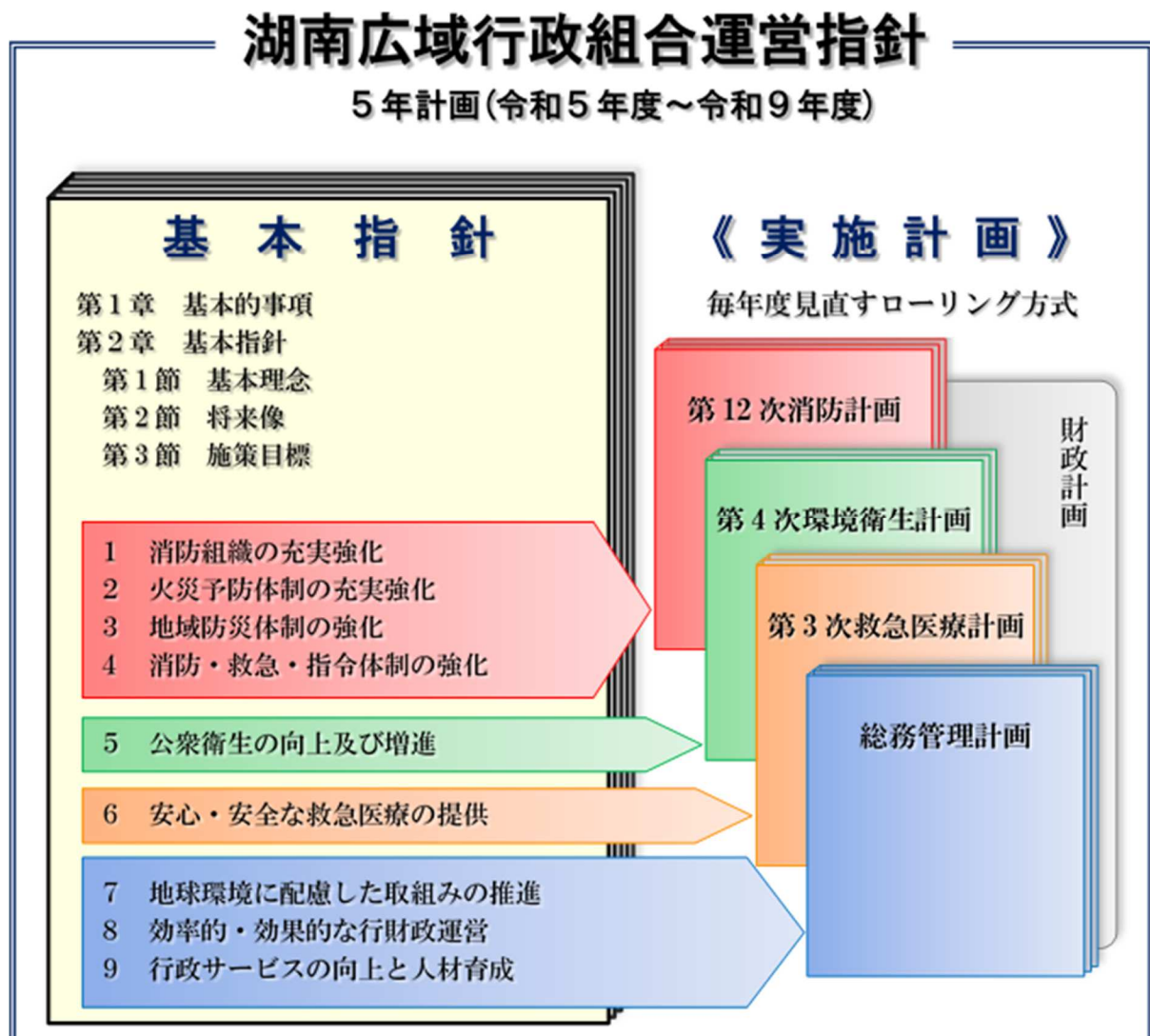


3 構成と期間

運営指針は、「基本指針」と「実施計画」からなる二層構造とし、実施計画の財政フレームを示すものを「財政計画」として構成しています。

これまでの組合総合計画は、10年間の構想で計画してきましたが、近年の目まぐるしい社会情勢の変化に的確に対応するため、「基本指針」「実施計画」「財政計画」いずれも令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年計画とします。

- ◇基本指針・・・ 当組合が目指す将来像と実現に向けた基本的な施策目標を明らかにするものです。
- ◇実施計画・・・ 基本指針に定める施策目標を達成するための実行計画です。PDCAサイクルを確立し、毎年度見直すローリング方式とします。
- ◇財政計画・・・ 実施計画の実行に係る財政フレームを示すものです。



第2節 組合の概要

1 組合構成市

草津市・守山市・栗東市・野洲市

2 沿革

- ① 湖南保健組合（昭和36年6月設立）
- ② 湖南衛生プラント組合（昭和38年4月設立）
- ③ 湖南消防組合（昭和45年2月設立）



3つの一部事務組合が統合

湖南広域行政組合（平成10年4月1日設立）



湖南広域行政組合

- ◆ 平成21年4月1日 湖南広域消防局へ組織再編
- ◆ 平成25年4月1日 湖南広域休日急病診療所運営開始

3 共同処理する事務

【湖南広域行政組合同規約第3条】

- ① し尿および浄化槽汚泥の処理を行う施設の設置、経営および管理に関すること。
- ② 消防に関すること。ただし、消防団に関する事務は、活動の統制、教育訓練その他運営に関することとする。
- ③ 防災および国民保護措置に係る初動体制に関すること。
- ④ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）および火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定により市町が処理することとされた事務に関すること。
- ⑤ 第二次救急医療に関すること。
- ⑥ 湖南広域休日急病診療所の設置および管理運営に関すること。

第3節 地域の概要

当組合の管轄地域は、滋賀県の南部に位置し、京阪神大都市圏に含まれており、大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあり、JR東海道本線、国道1号線、国道8号線、名神高速道路、新名神高速道路、京滋バイパス等が集積し、アクセス道路網の整備が進んだ利便性の高い立地特性を持った近畿圏・中部圏を結節する地域です。

また、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、管内面積は、256.39km²（うち琵琶湖面積48.91km²）となっています。

大都市圏からのアクセスの良さから、レジャー、観光地、ベッドタウンとしての性格を有するほか、大型商業施設や企業立地が進み、滋賀県内で最も都市化が進行している地域として発展しています。

その一方で、農地と共存する田園型の市街地を形成しつつ、美しく豊かな自然と多くの文化遺産が彩る歴史的な街並みが融合するととも魅力あふれる地域となっています。



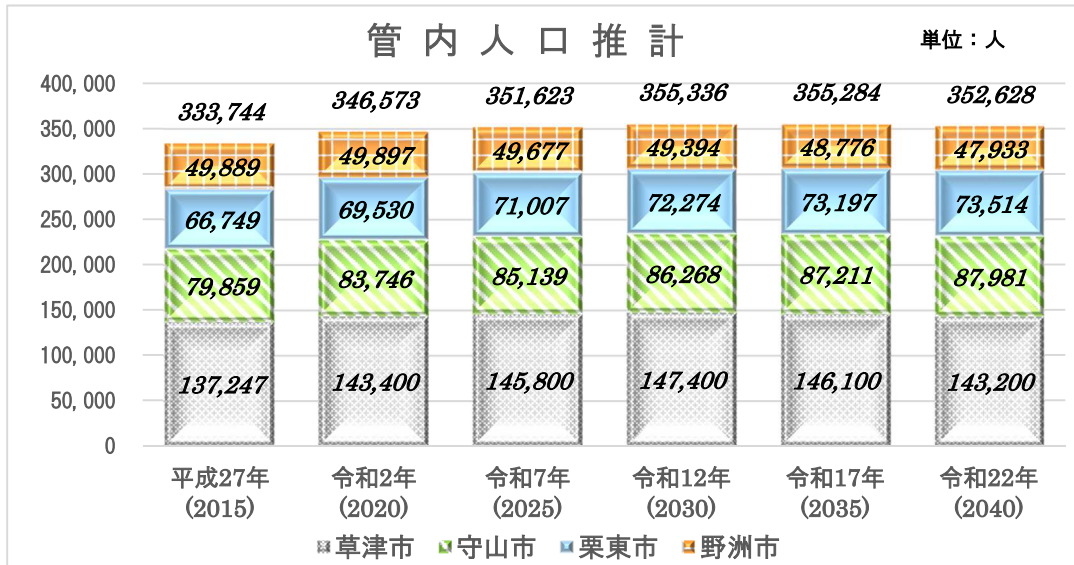
市名	面積 (km ²)		市役所の位置		広ぼう (km)		海拔 (m)	
	総面積	うち琵琶湖	東経	北緯	東西	南北	最高	最低
草津市	67.82	19.17	135° 57' 36"	35° 00' 47"	10.9	13.2	230.0	85.3
守山市	55.74	10.16	135° 59' 40"	35° 03' 32"	8.4	12.2	106.1	83.7
栗東市	52.69	0	135° 59' 53"	35° 01' 18"	6.0	14.0	693.0	89.2
野洲市	80.14	19.58	136° 01' 32"	35° 04' 03"	10.9	18.3	432.0	85.0

〔構成市統計書等より〕

第4節 人口フレーム

1 管内人口の見通し

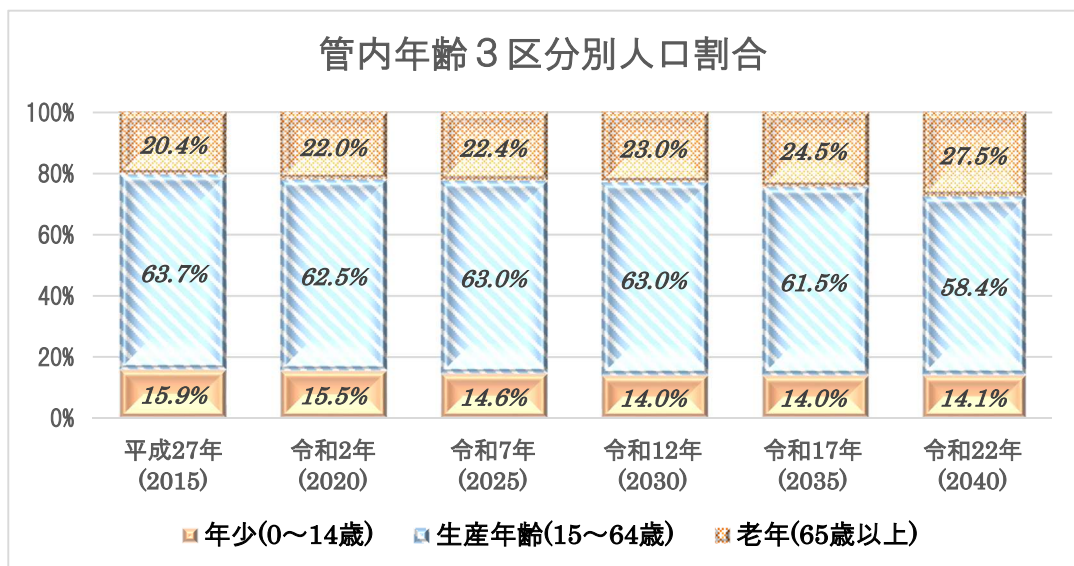
組合構成市総合計画における人口の見通しを総合し、管内人口推計を示します。本計画期間中は、全国的に人口減少傾向にある中、管内人口は引き続き増加傾向にあります。将来的には、人口増加のピークを迎え、やや減少傾向に転じる見通しです。



2 年齢階層別人口

年齢3区分による人口構成をみると、年少人口は若干減少傾向にあるが、ほぼ横ばいで推移します。

生産年齢人口は、やや減少傾向にあり、将来的にはその傾向が加速していくと予想される一方で、老年人口は、やや増加傾向にあり、将来的にはその傾向が加速していく見通しです。



第2章 基本指針

第1節 基本理念

構成市が掲げるまちづくり構想に資するため、この基本理念を組合の志として、消防、環境衛生、保健医療分野の広域行政に取り組んでいきます。

「安心・安全・快適」な暮らしをつくる

第2節 将来像

『「安心・安全・快適」な暮らしをつくる』という基本理念に基づき、管内市民が暮らすこの地域の将来像を次のように掲げ、構成市と連携しながら、持続可能なまちづくりという視点のもと、SDGs(※)とのつながりを意識していきます。

- ☆ 人にやさしい安心な^{まち}地域
- ☆ 災害に強い安全な^{まち}地域
- ☆ 環境に配慮した快適な^{まち}地域

※SDGs… Sustainable Development Goals の略。平成 27(2015)年 9 月に国連で合意された「全世界すべての人たちが「持続的」に「人らしく生きる」ための世界共通の開発目標です。

第3節 施策目標

3つの将来像を実現するための施策目標を次のように定めます。

施策目標1	消防組織の充実強化	—消 防 分 野—
施策目標2	火災予防体制の充実強化	—消 防 分 野—
施策目標3	地域防災体制の強化	—消 防 分 野—
施策目標4	消防・救急・指令体制の強化	—消 防 分 野—
施策目標5	公衆衛生の向上及び増進	—環境衛生分野—
施策目標6	安心・安全な救急医療の提供	—保健医療分野—
施策目標7	地球環境に配慮した取組みの推進	—総 務 分 野—
施策目標8	効率的・効果的な行財政運営	—総 務 分 野—
施策目標9	行政サービスの向上と人材育成	—総 務 分 野—

施策目標 1 消防組織の充実強化

第12次消防計画

1 現状と課題

- ホームページ等を活用した消防情報の発信、報道機関等への情報提供のほか、新たな広報手段として Facebook や YouTube を開始し、積極的に情報発信していますが、発信した情報に対する意見や要望等を把握することが重要です。
- 再任用職員を含む職員の適正配置等により消防力を維持していますが、定年延長を見込んだ人員管理計画を策定する必要があります。
また、計画に基づき消防車両の更新整備を進めていますが、管内の消防需要を見極めた消防車両の配置を検討する必要があります。
- 消防施設については、維持管理を適切に行うとともに、施設の長寿命化と効率的な運用を図ることを目的に、計画的に改修を行う必要があります。
- 職員研修は、常に最新の知識や技術を取り入れた内容や訓練等を実施する必要があります。
また、若手職員を対象とした研修については、中・長期的な育成方針とプログラムを構築する必要があります。

2 目指すべき方向性

積極的に情報発信を行うとともに、市民の意見や要望の把握に努め、市民にわかりやすい消防行政を推進します。

また、計画的に庁舎改修と車両整備を進めるとともに、多様な業務を円滑かつ効率的に遂行できるバランスの取れた職員を育成します。

3 主要施策

施 策	概 要
消防広報広聴機能の充実強化	様々な広報媒体を活用し、積極的に情報発信を行うとともに、市民の意見や要望の把握に努め、市民にわかりやすい消防行政を推進します。
消防施設及び活動体制の基盤整備	消防力を維持するための人員を確保するとともに、計画的に消防庁舎の改修及び消防車両の更新整備を進めます。
消防各部門に適応した人材の育成及び活用	研修による、若手職員への知識・技術の伝承を行い、多様な業務を円滑かつ効率的に遂行できるバランスの取れた職員を育成します。

施策目標 2 火災予防体制の充実強化

第 1 2 次消防計画

1 現状と課題

- 子供たちが、災害から自分の身を自分で守る方法を身に付けるための取組を行う必要があります。
また、防火対象物関係者らの防火防災意識を向上させる必要があります。
- 防火対象物における違反の根絶に向け、立入検査等を継続して実施する必要があります。
また、危険物施設の老朽化による危険物流出防止対策として、それぞれの施設ごとに必要な対策を計画的に実施する必要があります。
- 職員の若年化により、火災調査員の経験不足とノウハウの伝承が危惧されます。
また、電化製品等は、革新的な技術により日々進化しており、様々な火災事象に対応するために新しい製品や技術に対する知識を習得する必要があります。

2 目指すべき方向性

立入検査業務及び違反処理体制を強化し、防火対象物における法令違反の是正を推進するとともに、火災予防広報の充実を図り、防火意識の更なる普及・啓発を促進します。

また、火災原因究明率を向上させるとともに、火災調査結果等に基づき、類似火災の予防啓発を推進します。

3 主要施策

施 策	概 要
未来を担う子どもたちへの防火防災教育の強化	幼少年期における防火防災教育を強化することで、未来を担う子どもたちの将来における防火防災思想の普及を図ります。
建物や危険物施設における安全性の向上	立入検査業務及び違反処理体制を強化し、管内防火対象物及び危険物施設における違反の撲滅、更には防火対象物等関係者の防火防災意識の普及・啓発を行います。
火災調査技術の向上による予防啓発の推進	火災調査員の調査能力及び分析機器習熟度の向上により、火災原因究明率を向上させます。 また、火災調査結果の公表等により、類似火災の予防啓発を推進します。

施策目標 3 地域防災体制の強化

第12次消防計画

1 現状と課題

- 各地域では自主防災組織を中心とした共助体制が構築されていますが、複雑多様化する災害形態に合わせて、地域における自助、共助体制や住宅の防火防災対策をさらに向上させる必要があります。
また、住宅用火災警報器の維持管理指導を徹底する必要があります。
- 構成市、消防団等の関係機関との連携訓練により、連携強化及び活動能力向上を図っていますが、消防機関だけでは対応が困難となる大規模災害に備え、より実践的な連携訓練を推進し、更なる連携強化及び強固な協力体制を構築する必要があります。

2 目指すべき方向性

自主防災組織に対して防火防災指導を推進するとともに、住宅用火災警報器の維持管理啓発を推進します。

また、構成市や消防団等と連携した実動訓練を推進するとともに、消防団員を地域の核となる指導者として育成します。

3 主要施策

施 策	概 要
自助・共助の強化に向けた防火防災指導の推進	自主防災組織に対して防火防災指導を推進します。 また、住宅用火災警報器の維持管理啓発を推進します。
地域と連携した防火防災体制の強化	構成市及び消防団と連携した実動訓練を推進するとともに、消防団員を対象として、地域防災の核となる防火防災リーダーの育成・強化を推進します。 また、関係機関と合同訓練を実施し、連携強化を図ります。

施策目標 4 消防・救急・指令体制の強化

第12次消防計画

1 現状と課題

- 消火戦術や活動体制について検討を行い、迅速かつ的確な消防活動体制の構築を図るとともに、各種訓練により、消防部隊の活動能力向上を図っています。
災害の形態が今まで以上に多様化していることから、さらに専門的かつ高度な知識や技量を持った隊員の育成が求められます。
- 救急救命士は複雑多様化する救急活動に対応するために、日々のスキルアップは必須であり、継続的な訓練、学習の機会をつくる必要があります。
気管挿管認定救急救命士及び指導救命士は、救急の高度化を担う人材として継続して養成する必要があります。
- 応急手当の普及啓発事業として、救急協力事業所の登録推進や、市民救急指導員の養成を引き続き継続し、普通救命講習会等の実施については、命の大切さやBLS(※)の重要性を幼少期から根付かせる教育を行う必要があります。
また、軽症救急対策は今後もあらゆる機会を生かして講じていく必要があります。
- 消防救急デジタル無線システムは運用から10年、高機能消防指令システムは運用から7年が経過することから、安定稼働の維持(継続)を目的とした保守契約の見直しを行う必要があります。
また、次期システムの整備に向けた更新計画を策定する必要があります。
- 大規模災害は、年々発生頻度が高まっており、災害形態が多様化していることから、さらなる対応能力及び体制の強化と、消防相互応援や緊急消防援助隊の連携強化を図る必要があります。

2 目指すべき方向性

消火、救助における専門的かつ高度な教育、救急救命士のスキルアップ及び各種活動体制の見直しにより、総合的な消防活動能力強化を図るとともに、応急手当等の各種啓発により、救命の連鎖を市民とともにより強固なものとし、管内住民の安心安全な暮らしを守ります。また、指令システムの安定的運用や大規模災害に備えた連携強化を図り、あらゆる災害に的確に対応します。

3 主要施策

施 策	概 要
大規模災害対策の推進	様々な災害を想定した対応訓練を推進します。 また、消防相互応援や緊急消防援助隊の合同訓練により、広域的な消防活動能力の強化を図ります。
多様化する災害への対応力強化	指揮体制の強化や専門的な教育訓練の推進により、多様化する災害に対する活動体制及び活動能力を強化します。
病院前救護活動の充実と更なる発展	資格を有する人材の育成と、隊員への教育の充実により、救急業務を強化し住民サービスの向上を図ります。
市民とつくる強固な救命の連鎖	普及啓発事業の推進や、軽症救急対策を実施し、救命の連鎖を市民とともにより強固なものとしていきます。
消防救急デジタル無線システムと高機能消防指令システムの安定稼働及び更新整備に向けた検討	安定稼働を目的とした機器の更新や部品交換の検討を行うとともに、次期システムの整備に向けた検討を進めます。

※ BLSとは

Basic Life Support の略称で、心肺停止又は呼吸停止に対する一次救命処置のことをいいます。

施策目標 5 公衆衛生の向上及び増進

第4次環境衛生計画

1 現状と課題

- 当組合管内のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、構成市に委託もしくは許可を受けた6業者が行っており、施設周辺地域の住民の理解と協力を得ながら事業を推進する必要があります。
- 収集したし尿及び浄化槽汚泥は、当組合が管理するし尿処理施設（湖南広域行政組合環境衛生センター）で処理を行っています。現有施設は、平成12年11月に本格稼動（全量投入）を開始し、現在に至っており、本計画の初年度には23年目を迎えることになり、施設の老朽化が懸念されます。
- 施設の稼動状況は、令和2年度の日平均処理量が37.2k1／日であり、計画処理量に対して搬入率が22.1％となっています。施設処理量が減少した中でも、し尿処理施設の機能を維持し、所定の性能を確保するための、高度な維持管理が求められます。
- 近年は、自然災害が全国各地で頻発しており、災害時におけるし尿等の処理対応を想定しておく必要があります。

2 目指すべき方向性

下水道の普及により、年々処理量は減少しておりますが、し尿処理施設は衛生的で快適な生活を送るうえで必要不可欠な施設であり、廃棄物（し尿等）を適正に処理する社会責任を果たし、安全で確実な施設運営を行うことで衛生的で快適な生活環境づくりを目指します。

3 主要施策

施 策	概 要
施設の延命化と安定稼働	施設の日常点検整備報告や精密機能検査等の診断結果などから、基幹的設備の改修等を適正かつ的確に実施することで設備機能を保持し、施設の安定稼働と延命化に努めます。
地域環境保全の推進	処理効率と機器の信頼性の保持に努めた安全で確実な施設運営により、高度な処理水質の確保により環境にやさしい施設の運転管理に努めるとともに、地域住民から愛される施設とするため、より一層の環境整備と緑化の推進に努めます。
危機管理体制の推進	安定した脱水汚泥処分先の複数確保に努めるとともに、災害時において脱水汚泥搬出経路が閉ざされた場合などの対策の検討を進めます。 また、「大規模災害時のし尿等処理計画」の見直しを随時行い、危機管理体制の充実を図ります。

施策目標 6 安心・安全な救急医療の提供

第3次救急医療計画

1 現状と課題

- 当組合では、医師会、滋賀医科大学、済生会滋賀県病院、薬剤師会の協力を得て、休日等における初期救急医療施設として休日急病診療業務を行っています。
新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、休日急病診療所においても、従来の診療体制や施設だけでは、医療スタッフや受診患者への感染対策が困難な状況となりました。
そのため、診療継続計画（BCP）に基づき、診療業務を維持しつつ、更なる診療体制の整備が必要です。
- 組合管内6病院の協力により、病院群輪番体制を確立し、二次（内科・外科）救急診療業務を委託するとともに、済生会滋賀県病院の協力により、小児救急診療業務を委託し、初期救急医療機関と二次救急医療機関が相互に連携を図り、救急医療体制を整備しています。
医療の専門化、診療科目の細分化、常勤医師の都市部への偏在化、地域医師会会員の高齢化問題や医師の働き方改革が実施されることにより、地域医療及び救急医療体制を担う医師の確保が困難な状況にあります。

2 目指すべき方向性

近年、医療を取り巻く環境は刻々と変化しています。今後、更に少子高齢化が進展し、医療を必要とする人の増加が予測されるため、救急医療体制を維持・拡充し、安心・安全な救急医療を提供することで、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3 主要施策

施 策	概 要
休日急病診療業務の継続維持	関係機関の協力のもと、安定した診療体制を維持するとともに、市民のニーズを分析し、充実した救急医療が提供できる体制の構築を検討します。
二次・小児救急診療業務の維持	限りある医療資源を有効に活用し、救急患者をより確実に受け入れることができる病院群輪番体制を整備するとともに、初期救急医療施設である休日急病診療所との機能分化を明確にし、二次救急医療施設の患者受入機能を維持します。
危機管理体制の強化	診療所における感染症対策の更なる体制整備を検討するとともに、危機管理体制を強化し、市民が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供します。

施策目標 7 地球環境に配慮した取組みの推進



総務管理計画

1 現状と課題

- 第3次地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの削減目標達成に向けた取組みを実施し、目標値を達成していますが、政府が目指す2050年カーボンニュートラル（※1）の実現に向けて、地球温暖化対策の取組みを強化する必要があります。
- 限りある資源を有効活用するため、再利用・再資源化の取組みを実践していますが、資源循環型事業活動及び省エネルギー施策を拡大し、自治体としての社会的責任を果たす必要があります。
- 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行され、水銀灯の製造・輸出入が原則禁止されたほか、政府により実質完全LED化の方針が打ち出され、蛍光灯照明器具の生産終了が進んでいるため、組合庁舎の照明器具のLED化を計画的に進める必要があります。

2 目指すべき方向性

人類・生物の生存基盤を揺るがしかねない地球規模の環境問題について、一人ひとりが考え、行動する地球環境に配慮した取組みを推進し、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向けた国の政策に基づき、温室効果ガスの排出削減及び省エネルギー化を実践し、人や環境にやさしく、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

3 主要施策

施 策	概 要
グリーン社会(※2)の実現を目指した取組みの推進	地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むほか、再生可能エネルギーや省エネルギー製品の導入を検討するなど、省エネルギー化を推進します。
3R(リデュース・リユース・リサイクル)(※3)の推進	耐久性の高い製品や省資源化設計製品の導入など、ごみを出さないリデュース・リユースを重点に置いた取組み、さらにリサイクル廃棄物の再資源化により、地球にやさしい取組みを推進するとともに、徹底したコスト削減に努めます。

※1 2050年カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」方針を打ち出しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

※2 グリーン社会とは

社会の脱炭素化と経済成長を両立させる社会のことを意味します。

政府は、地球温暖化への対応が経済成長の制約になるのではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長に繋がるという発想の転換が必要であると考え、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すとともに、エネルギー・産業部門の構造転換や技術イノベーションを加速化させ、グリーン社会の実現に向けた取組みを推進しています。

※3 3Rとは

Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称です。

◆リデュース… 製品を作るときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること。

◆リユース… 使用済製品やその部品を繰り返し使用すること。

◆リサイクル… 廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効活用すること。

施策目標 8 効率的・効果的な行財政運営



総務管理計画

1 現状と課題

- 現代社会のデジタル化の進展に伴い、高いセキュリティーレベルを維持するとともに、行政手続きの利便性の向上や業務効率化を図る必要があります。
- 最小の経費で最大の効果をあげることを念頭に置いた予算編成を行っていますが、消防庁舎建設、消防車両及び消防救急デジタル無線の更新等の大規模事業費の抑制と構成市負担金の平準化を目指した予算編成を行う必要があります。
- 財政状況が厳しい社会情勢を鑑み、徹底したコスト管理と自主財源の確保に努め、構成市の財政負担の軽減を図りつつ、効果的な行政サービスを行う必要があります。

2 目指すべき方向性

目まぐるしい社会環境の変化を敏感に感じ取り、行政サービスの更なる向上と未来を見据えた施策の検討を行い、財政状況を鑑みた予算編成と自主財源の確保を図りながら、効率的・効果的な行財政運営の推進に努め、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3 主要施策

施 策	概 要
I C T (※1) を活用した 取組みの検討	I C Tを活用した取組み（行政手続きのオンライン化、クラウドサービス (※2) の活用、キャッシュレス決済の導入等）について検討し、更なる利便性と効率性の向上を目指します。
グループウェア (※3) 環境の更新整備	オンラインによる会議や研修の実施、業務データ容量の増大に対応するため、大容量データの高速通信が可能なグループウェア環境を再構築し、業務効率向上を図ります。
効果的な行財政運営	構成市負担金の抑制と平準化を目指した財政計画に基づき、健全で効果的な行財政運営を図るとともに、物品の売払いや広告料収入等により、自主財源の確保に努めます。

※1 I C Tとは

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、意味は「情報通信技術」です。

S N S上でのやり取りやメールでのコミュニケーション、オンラインショッピング等、人同士のコミュニケーションを手助けしたり、I T技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくかという活用方法に関する考え方です。

I T（インフォメーション・テクノロジー）は、パソコンなどの情報を処理する技術の総称で「情報を効率的に処理できる技術」という意味です。

その点、I C Tは、技術を有効活用することで情報を伝達・交換することに焦点を当てており、「I T技術をどのように活用するべきか」に着眼点を置いています。

※2 クラウドサービスとは

情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、データなど）を自庁舎で管理・運用することに代えて、セキュリティレベルの高い外部データセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにするサービスです。

※3 グループウェアとは

庁内のコンピューターネットワークを活用して情報共有等を行い、業務の効率化を図るためのツールです。

施策目標 9 行政サービスの向上と人材育成



総務管理計画

1 現状と課題

- 広報紙、ホームページ、SNS（Facebook、YouTube）、自治体広報アプリを活用し、組合の情報を発信していますが、より多くの方に利用していただけるよう市民のニーズに合った情報をタイムリーに発信するため、わかりやすく使いやすいツールにリニューアルする必要があります。
- 外部研修や内部研修を積極的に実施し、職員教育を行っていますが、ICTを活用し、受講経費の削減と多様な受講形態を確立する必要があります。
- 大量退職期を経て、職員の若年化が進んでいることから、行政サービスの維持・向上のために、若手職員の指導・教育を強化する必要があります。
- 男女が共に仕事上の責任を果たしながら、育児や介護と両立し、家庭生活や地域活動等へも参画していけるようワーク・ライフ・バランス（※）の考え方の周知と働き方の見直しに向けた取組みを行う必要があります。

2 目指すべき方向性

情報発信・プロモーションを推進し、市民にとって有益で分かりやすい情報をタイムリーに発信します。また、効率的・効果的な研修方法で職員教育の充実と強化を図るとともに、男女が共に仕事と家庭を両立できる充実した職場環境をつくり、最大限の行政サービスを提供し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3 主要施策

施 策	概 要
情報発信・プロモーションの推進	ホームページ、SNS等を活用したプロモーションを推進し、有益で分かりやすく、タイムリーな情報を市民に届けることができるよう情報発信を充実させます。
職員の教育体制の充実強化	ICTを活用した多様な研修体制を確立し、職員教育の充実と強化を図り、行政サービスの質の向上を目指します。
男女共同参画の推進	性別に関係なく、職員の能力が発揮できる人員配置を行うとともに、仕事と家庭生活（育児や介護等）を健やかに営むことができるワーク・ライフ・バランスを推進します。

※ ワーク・ライフ・バランスとは

仕事と生活のバランスが取れた状態のことで、仕事もプライベートもどちらも充実させる働き方・生き方のことを意味します。

湖南広域行政組合運営指針
－基本指針－

令和 5 (2023) 年度－令和 9 (2027) 年度

湖南広域行政組合総務部総務課
〒520-3024 滋賀県栗東市小柿三丁目 1 番 1 号
TEL:077-551-2727
FAX:077-551-2729
URL:<http://www.konan-kouiki.jp/>